第2章

陳水扁政権の両岸統合論と FTA 外交

はじめに

台湾の外交にとって、自らの地位問題あるいは「1つの中国」原則を掲げる中国の妨害や圧力は避けて通れない問題である。中国は国際社会に対して、台湾が自国の一部であると主張し、台湾が独自に第三国との関係や国際組織への加盟および参加を行うことを牽制してきた。台湾の地位や名称をめぐっては、各国の間だけではなく、台湾国内においてもさまざまな議論がある。しかし、李登輝政権の登場以降、地位問題を棚上げしたまま「実務外交」が展開され、主権国家と異なる地位であっても国際社会での存在空間を拡大する試みが行われてきた。

こうした場合には、2とおりのアプローチがあるように思われる。1つは、中国との間で台湾の地位に関して争議があっても、第三国との交渉や国際組織への参加を優先して、台湾の地位が中国と無関係であることを明確化するというアプローチである。これを「第三国優先アプローチ」と名付ける。APECやWTOへの加盟は、このアプローチが成功した事例の1つである。もう1つは、中国との関係改善やFTA締結の後、第三国との協定締結や国際組織などへの参加を円滑に行うというアプローチである。これを「中国優先アプローチ」と名付ける。

李登輝政権は中国と対立したが、「第三国優先アプローチ」だけで APEC や WTO などへの加盟を果たすことができた。しかし、2000年5月 に成立した陳水扁政権は「台湾独立」色の強い民進党の政権でありながら、「中国優先アプローチ」による FTA 外交を試みた。陳水扁政権には、WTO 加盟で得られた「独立関税地域」としての地位を活用し、中国との関係を政府間関係として再定義する狙いがあった。そのうえで、二国間のFTA や経済分野を中心とする地域機構への参加を目指そうとしたのである。

しかし、中国は依然として WTO において台湾が得た地位に不満をもち、WTO 事務局に対して台湾の WTO 代表部の名称や官職を変更させるよう 迫った。また台湾が FTA 締結を通じて国際空間を広げることを警戒し、第三国に対して台湾と FTA を締結しないよう圧力をかけた。さらに、台湾を承認する国々に対する切り崩しも継続した。

このため、陳水扁総統は2002年8月に「一辺一国」(台湾と中国はそれぞれが国家である)との発言を行い、事実上中国と関係改善を行う努力を打ち切るとともに、FTA外交においても「第三国優先アプローチ」へ切り替えた。しかし、日本やアメリカ、シンガポールやニュージーランドなど多くの先進国やASEAN諸国は、中国の圧力を恐れて台湾とのFTA交渉に及び腰になった。アメリカも台湾とのFTAを真剣には考慮しなかった。結局、台湾は国交がある国としかFTAを締結できなかった。さらに、東アジア諸国の関心はAPECからASEAN+3を中心とした多国間FTAや東アジア共同体構想へとシフトした。その結果、台湾は第三国とのFTA締結だけではなく、東アジア地域から疎外されることになった。

本章の目的は、陳水扁政権のFTA外交の紆余曲折を分析し、その失敗の理由を明らかにすることである。第1に「台湾独立」を唱えていた民進党の陳水扁政権が敢えて「中国優先アプローチ」を採用した背景を探る。第2に、「中国優先アプローチ」が失敗した背景、つまり中国の対応とその理由についても分析する。第3に陳水扁政権がその後採用した「第三国優先アプローチ」が失敗した理由、とくにシンガポールとアメリカについて、台湾側の期待と両国の思惑の間にどのようなギャップがあったのかを明らかにする。

第1節 「中国優先アプローチ」と「両岸統合論|

最初に「中国優先アプローチ」を試みたのは、民進党の陳水扁政権であ る。確かに、民進党はしばしば「台湾独立」に傾いた主張を行ってきた。 陳水扁政権も末期の2007年に「台湾」の名義において国連や世界保健機 構への加盟を申請するなど「台湾独立」色の強い政策を行った。しかし、 2000年5月20日の就任演説では、中国に対して「共同で未来の『1つの 中国 問題を処理する | ことを呼びかけ、「中共が台湾への武力行使の意 図さえなければ、私の任期中において独立を宣言せず、 国号を変更せず、 二国論を憲法に盛り込まず、現状変更を行うための統一あるいは独立の是 非を問う公民投票を行わず、また国家統一綱領や国家統一委員会を廃止す るといった問題もないと保証する | と述べた(いわゆる「4つのノーと1 つのない[四不一没有]]発言) ()。これには、アメリカの仲介によって中 国との関係改善を模索する狙いがあった⁽²⁾。そして、2000年7月8日には、 陳博志経済建設委員会主任委員が個人的な考えとしつつ両岸 FTA に言及 した 3。そして、2001年1月1月の新年祝賀演説では陳水扁総統自ら、中 国側に対して経済や貿易、文化の統合を推し進めることを提案し、さらに 将来の政治統合をも示唆した。これは「両岸統合論」と呼ばれている。

第1章で述べたように、民進党はその立場を「台湾独立論」から「独立台湾論」へ移行したことを明確に示した。陳水扁政権は当初、この「独立台湾論」を2つの面で推進しようとした。その1つは、「中華民国」体制のうち、中国国家であった時代の名残や台湾の現状にそぐわないものを改めることである。たとえば、パスポートや政府外郭団体および公営企業などの名称から、「中国」や「中華」を外し、「台湾」に変える「正名(名を正す)運動」が挙げられる。政権の後半には、国家統一綱領の事実上の廃止も行っている(竹内[2006:33-34])。こうした行動は中国や国民党のイデオロギーを信奉する人々から「脱中国化」(中国語では「去中国化」)と呼ばれ、「台湾独立」色の濃い政策だと解釈された。一方、民進党や国民党を離れた李登輝前総統と彼を精神的リーダーとする台湾団結聯盟は「独立」でなく、「国家正常化」と呼んだ。陳水扁総統の「両岸統合論」はこ

うした「独立台湾論」の立場に立ちつつ、旧東西ドイツ基本条約やEUの統合をモデルとすることを示し、中国との関係改善を狙うものであった。

しかし、中国は本来、台湾の存在を脅かす存在のはずである。第1に、中国政府は一貫して、台湾が自国領土の一部であると主張している。承認切り替えや国連代表権の移転が行われた経緯から、国際社会における台湾独自の参加は困難であり、しばしば中国による妨害を受けている。第2に、中国との経済交流の拡大が台湾の自立性を損ねる可能性がある。とくに中国政府が進出してきた台湾企業を通じて、台湾政府に「統一」交渉を迫る(「以商逼政」)恐れがある。実際、中国各地にある「台商協会」(台湾企業の組織)には、中国当局が深く関与している。そのため、李登輝政権は対中投資を解禁し始めたものの、一定の規制は維持し続けたという経緯があった。にもかかわらず、陳水扁総統が「両岸統合構想」を掲げたのはなぜだろうか。まず、この点を明らかにする。

1. 対中国経済交流の拡大と民進党の政策転換

「両岸統合構想」が提起された第1の要因は、民進党内において現実路線を主張する声が大きくなったことである。1990年代に入ると、多くの台湾企業が中国に進出し、また貿易規制の緩和を求める声も上がってきた。こうした現状を追認し、中国との経済交流を大胆に開放して、企業の対中国貿易および投資(つまり、西進)を促すのが「大胆西進」と呼ばれる主張である。逆に国民党の李登輝総統(党主席を兼任)は、台湾が過度に対中国依存を深めることを警戒し、一定の規制をかける「戒急用忍」と呼ばれる政策を採った。民進党では学生運動の影響が強い新潮流派が「戒急用忍」を主張する傾向が強かったが、当時主流派であった美麗島派は「大胆西進」を主張していた。美麗島派の許信良主席の時期には、民進党が中国当局との接触(1993年の深圳会談)を行ったこともある(顔萬進[2003:83])。一般的なイメージと照らし合わせると、当時の国民党と民進党の主席による主張は逆転していたようにみえる。

実のところ、民進党は「台湾独立」一辺倒でなかった。とくに李登輝政

権において、外来政権の体制であった「中華民国」が民主化され、事実上 台湾人民のものとなった。こうした状況を李登輝総統は「中華民国在台湾」 (台湾における中華民国) と表現した。民進党は、「中華民国」からの「台 湾独立 | 論と「中華民国在台湾 | の独立状態を前提とする現実論との間で 葛藤を繰り返してきた。また、「台湾独立」の後、あるいは台湾が「中華 民国 | としてすでに独立していると考えた場合、中国との関係をどう定義 するべきかという問題も議論されてきた。そのなかで費希平(1988年離党) や朱高正(1990年離党)、林正杰(1991年離党)などは中国との国家連合 や連邦の結成を主張した。彼らの主張は民進党内において中国との統一に 与するものとみなされ、離党を余儀なくされた(柳金財 [1998:178])。後 に総統になる陳水扁も1990年に旧東西ドイツの関係をモデルとして、中 国との基本条約締結を主張した(台湾でいうところの「ドイツモデル」)。 これは中国との国家結合に触れていたが、台湾を独立国家とするための手 段として提起された。そのため、当時「台湾独立」に傾いていた新潮流派 も「ドイツモデル」に反対せず、基本条約による中国との関係の安定化よ り「台湾独立」を先に行うべきだと指摘するにとどまった(柳金財[1998: 166-168])

とはいえ、1990年代前半の時点では、経済統合の議論には重きが置かれていなかった。1990年代のうちは経済学者ですら中国とのFTAに懐疑的な立場であった。中国との協定締結が政策課題となるのは、1992年以降である。台湾企業による中国への投資が急増し、中国と台湾の経済関係は大きく拡大した。その反面、台湾企業と投資先の政府や提携先とのトラブルが増加した。こうした事態に対応するため、「戒急用忍」を掲げた李登輝政権ですら両岸協議の場において投資保証協議の締結を模索した。しかし、この段階でもFTAの締結は想定されていなかった。

民進党は1998年に対中国政策に関する討論会を行い、「強本西進」を党内コンセンサスとして掲げることになった。「強本西進」は「台湾の足もとを強化しつつ、中国との交流を図る」という意味であり、「戒急用忍」と「大胆西進」の中間に位置する政策といえる。経済的には、すでに中国へ進出した企業の存在を認めつつ、台湾国内の産業を高度化することで空洞化を

避ける。政治的には、中国政府と積極的に経済分野での協議を行い、関係を安定化させようと図るというものである。

2. 李登輝「両国論」の虚実

「両岸統合構想」が提起された第2の要因は、いわゆる「二国論」である。1999年7月に、国民党政権の李登輝総統はドイツの放送局とのインタビューにおいて「1991年の憲法改正により両岸関係は『特殊な国と国との関係』(a special state to state relationship)になった」と述べた。この発言は中国の反感を招いた。同年秋に予定されていた中国と台湾の交渉窓口機関トップによる会談(第3次辜汪会談)も取りやめとされた。しかし、2000年の総統選挙に出馬したおもな候補3人はいずれもこれに賛同するか、類似する概念を用いた(表1)。というのも、台湾では選挙によって国家元首たる総統(大統領)、中央議会に当たる立法院を選出している。それに出馬し、当選した場合は就任する立場にある政治家が「台湾の地位は、国家ではない」と述べることは、政治的な致命傷を負うリスクがある。そのため、当時、李登輝総統の後継者とされた連戦だけでなく、公認を得られず国民党を離れた宋楚瑜、民進党の陳水扁、いずれの主要候補者も「二国論」を否定できなかった。

	陳水扁	宋楚瑜	連戦
両岸関係の	特殊な国と国の関係*	相対主権・準国際関係*	特殊な国と国の関係*
定義			
条約締結	基本条約・相互不可侵	相互不可侵条約*	基本条約*
	条約*		
政治的な	代表部の相互設置*	国家連合・統合	国家連合を否定
将来構想	・ (国家連合)		
三涌・投資	 看極的	 看極的	条件つき(WTO とは

別件)

(共同市場)

表1 台湾総統選挙期間の主要三候補による中国大陸政策案

経済統合 FTA or 関税同盟

保護協定

EUモデル

⁽出所) 柳金財 [1998:167] を参照し, 筆者作成。

⁽注)*はドイツモデルを.()で囲まれたものは選挙後の構想を示す。

ただし、「二国論」の解釈やニュアンスに幅をもたせることは可能である。「二国論」という呼称も、発言の主である李登輝総統の意図を解釈したものである。李登輝総統の発言では「特殊な関係」についてとくに考慮せず、「国と国の関係」の部分に主眼をおいていると解釈された。実際、李登輝総統の発言は、中国のいう「1つの中国」原則から離れることに主眼を置く、国際経済法学者の蔡英文や張栄豊国家安全会議諮問委員(中華経済研究院副院長)を中心とする研究グループの成果をベースとしていた。後に蔡英文は陳水扁政権の大陸委員会主任委員(2000年5月~2004年5月)と行政院副院長(2006年1月~2007年5月)などを歴任し、2008年5月からは民進党主席に就任している。張栄豊も陳水扁政権の国家安全会議副秘書長を務めた。

しかし、より保守的なブレーンは、「特殊な国と国との関係」の前提と して、台湾と中国を包摂する広い意味での「中国」の枠組を想定してい た。そのため、李登輝政権では「1つの中国 | 原則を重視しない蔡英文と 張栄豊の考えを公表することが見送られるはずであった(鄒景雯[2002: 256])。台湾政府において対中国政策を司る蘇起大陸委員会主任委員も、李 登輝総統が「二国論」発言をすることを事前に知らされていなかった。そ のため彼は「二国論 | 発言直後、その趣旨を「(旧東西) ドイツのような "two states in one nation"」だと述べ(行政院大陸委員会 [1999:17])。李登輝総 統の発言内容と国民党内のコンセンサスが一致しているかのように取り繕 おうとした。ただし、蘇起の釈明そのものは、「中国」を実体のある国家 (state) ではなく、未完の民族国家 (nation) あるいは将来に実現されるべ き国家結合と位置づけており、保守派の考え方に近い。この広義の「中国| のなかに、いわゆる中国(中華人民共和国)や台湾の中華民国が存在する[1 つの中国. 2つの国家」といい換えることもできる(張亜中[1998:119])。 いずれにせよ、「二国論 | は李登輝総統が強調した「国と国 | の部分でなく、 本来は「特殊な関係」に重点を置く概念のはずであった。

台湾と中国の間で「特殊な関係」を築くには、モデルとなった旧東西ドイツと同様の基本条約、もしくは中間協定、あるいは不可侵条約などを締結し、そのうえで中国との関係改善や安全保障論でいう相互信頼醸成を図

る必要がある。また、旧東西ドイツあるいは韓国と北朝鮮のように、分裂 国家の双方が国際連合に加盟資格をもつことを許容し得る状態になれば、 台湾の国際的地位を向上させることも可能になる。つまり、「特殊な関係」 あるいは(台湾で言うところの)「ドイツモデル」には、「1 つの中国」原 則を否定せずに、中国との関係正常化や国連加盟を実現するという目論見 が隠されている。

ただし、中国政府は現在にいたるまで、「台湾独立」(「1つの中国、1つの台湾」)を許さないと繰り返してきた。そればかりか「2つの中国」すなわち、国民党の「1つの中国、2つの国家」や連戦が党主席就任後に提起した国家連合構想にも反対した。名称が「台湾」「中華民国」あるいは「中華台北」であっても、中国には台湾を国家として承認する意思がない。

旧西ドイツ政府も今日の中国政府と同様、分断国家のもう一方(旧東ドイツ)を国家として認めず、第三国による承認も許容しないという「ハルシュタイン原則」を掲げていた。しかし、欧米の植民地が独立してできた国々を中心に、東ドイツを承認する動きが出てきた。仮に強硬にハルシュタイン原則を掲げれば、第三国に承認の二者択一を強いる恐れがある。これは、分断国家の当事者にとってゼロサムゲームである。つまり、第三国が一方を正統な政府として承認すれば、分裂国家のもう一方は国際的な地位を喪失してしまう。そこで、西ドイツは「ハルシュタイン原則」を放棄し、東ドイツとの基本条約締結およびその国家承認に踏み切った。

しかし、台湾が中国との間で、この「ドイツモデル」を実現することは、極めて困難である。まず、「ドイツモデル」は旧東西ドイツと同様、第三国による政府承認の切り替えというゼロサムゲームに陥る前に採用するべきものである。台湾では旧西ドイツと異なり、無理に「1つの中国原則」を貫いた。このため、台湾は各国の承認や国際組織における代表権を失い、国際的な地位が曖昧なまま今日に至っている。ゼロサムゲームの勝者である中国が一度決着した勝負のやり直しを容認するとは考えにくい。

また,「特殊な関係」についても,台湾が中国との間で実践することは難しいだろう。「特殊な関係」とは形式的な国家結合だけでなく,経済や人的な交流についても内部化、つまり国内に準じた扱いを行うことである。

旧西ドイツは旧東ドイツ市民を外国人とみなさず,正規の手続きを経ずに脱出を果たした場合でも無条件に受け入れ,旧西ドイツの市民権を与えた。旧西ドイツは1951年にGATTへ加盟したが,ヨーロッパ諸国およびGATTトーキー議定書の支持を受けて、東ドイツからの輸入に対する関税を免除した(張亜中[1999:113-116,201])。ただし、当時の旧東西ドイツの交流は、旧東ドイツ側が旧西ドイツへの人口の流出を恐れて、市民の渡航を厳しく制限していた。また、東西ドイツ間の貿易は他の東西貿易と異なり、差額取引が認められたものの、基本的にはバーター取引であり、貿易額も小さいものであった(張和洙[1980:103-108])。

台湾の場合、旧西ドイツと同様の措置は困難である。というのも、旧西 ドイツの場合と違い、台湾は中国よりも人口や地理的な規模が小さい。ま た. 台湾と中国の間には旧東西ドイツと比較にならないほど緊密な人の往 来や経済交流が行われている。台湾は中国からの亡命者を受け入れたこと もあるが、旧西ドイツのような無条件な受入は行っていない。中国からの 密航者も台湾政府当局による違法入国者として取り締まりの対象であり、 中国へ強制送還されることになっている。合法的な渡航も日本やアメリカ などの第三国民にはビザなし渡航が認められているが、中国人の場合は細 かい条件と事前の手続きが必要である。定住資格の取得も容易ではない。 台湾人と結婚した場合ですら、中国人配偶者の台湾定住には人数制限があ り、さらに就労や配偶者財産の相続額にも制限があった。経済交流につ いても、中国からの輸入や投資受入は緩和されつつあるが、やはり第三国 との関係よりも制限が厳しい。このように、 李登輝政権の時代、 台湾と中 国の間で本来の「特殊な関係」が成立する条件はまったく整っていなかっ た。むしろ、李登輝総統本人は、中国との関係改善を意図的に妨げるため 「二国論」を述べたと思われる節もある。

民進党は李登輝総統の「二国論」発言に賛同の意を示した。そもそも、2000年に就任した陳水扁総統も「台湾独立」を主張しつつ、中国との関係改善を狙うドイツモデルを主張してきた。しかし、民進党や陳水扁総統の主張する「特殊な国と国の関係」とは李登輝総統よりも中国との関係改善を重視したものである。李登輝「二国論」の後では、本来のドイツモデ

ルの「特殊な関係」を中国に提案するにしても、異なる表現を用いる必要があった。そこで、陳水扁(当時は民進党後任の総統候補)や林義雄民進党主席は、FTA や関税同盟、共同市場などの経済統合を主張し始めた⁶⁰。とくに林義雄主席は、「2 つの国家による特殊な関係」がこうした経済統合の政治的な基礎であると説明している。これは、民進党の従来の主張である「台湾独立」との矛盾をはらむように思える。しかし、林義雄主席は「台湾全体の住民による公民投票によって決定する」とした台湾前途決議文(同年5月に民進党が党綱領と並ぶ基本文書として採択)の一節に言及し、「台湾独立」を結論とせず、それ以外の選択肢も可能であることを示唆した。ちなみに、馬英九政権発足後に民進党主席に就任した蔡英文も経済統合には前向きな発言をしたことがある(顔萬進 [2003:462])。

3. WTO 加盟

「両岸統合構想」が提起された第3の要因は、台湾と中国のWTO加盟である。これは法制度的な要因であるが、政治的にはWTO加盟によりやむを得ず従わざるを得なかったという側面と、WTOでの枠組を積極的に利用するという側面の2つがあったように思える。

やむを得ず従った側面とは、WTO における一般最恵国待遇の原則を回避するため、FTA を活用したことである。一般最恵国待遇の原則とは、ある国が特定の外国に約束した関税および貿易上の措置(譲許)を行った場合、第三国に対しても同様の措置をとる義務があるというものである。経済面での「特殊な関係」は分断国家が互いの輸出入を優遇することであり、GATT やWTO において「特恵待遇」とされ、一般最恵国待遇の原則から外れる。

WTO は一部の例外を除いて「特恵待遇」を禁じている(1947 年 GATT 第1条)。イギリス連邦(コモンウェルス)やフランス連合,旧オスマントルコ帝国領の諸国が1947 年の GATT の付属文書において認められたほか,前述のドイツも事後的に特恵が認められたが,いずれも20世紀半ばの事例である。一方,台湾と中国は21世紀初頭にWTOへ加盟したメンバーである。また,従来から両者の間で特恵貿易が継続して行われてきたわけ

でもない。一時的であるが、中国は 1980 年 6 月に商務部が「購買台湾産品的補充規定」を公布し[®]、台湾製品への関税を免除する政策を実施した。しかし、台湾製品の輸入が急増したため、この政策は 1981 年 5 月に中止に追い込まれた(張 [1992:300,304])。いずれにせよ、貿易に関する「特殊な関係」を台湾と中国の間で実現することは、WTO 規定に違反し、例外として認められる見通しもない。

積極的に WTO 規定を利用する側面とは、台湾が中国と対等な立場で FTA を締結することである。WTO では一般最恵国待遇と特恵待遇の禁止が原則となっている。しかし、その例外として、実質的にすべての貿易を自由化するとの条件つきで自由貿易地域の設定が認められている(1947年 GATT)。FTA はそのための協定である。締結した FTA は、当事者により WTO 事務局へ通報する義務がある。

また、台湾は「独立関税領域」として WTO に加盟している。香港やマ カオも「独立関税領域」であるが、その加盟は宗主国のスポンサーシップ によるものであった。しかし、台湾は台湾政府自らが WTO への加盟手続 きを行った。台湾は主権国家でないが、WTO において加盟の経緯や権能 が主権国家とまったく同じメンバーなのである。この WTO メンバーの地 位を用いて中国との交渉や協定の締結を行うことは、「台湾独立 | を避け ながら、台湾と中国の政府が対等な関係にあることを示す手段となり得る。 従来の両岸協議も双方が対等であることを前提としていた。しかし、こ れは半官半民の交渉窓口機関を通じて行う間接接触である。つまり、政府 間の接触を避け、双方の国際的な地位に触れることを回避している。ま た、従来の協議も李登輝「二国論」以降、中断されたままであった。そこ で、陳水扁政権は中国との対話再開を呼びかけつつ、対話形式を WTO で の加盟名義と双方のWTO代表部を通じた交渉(「WTOプラットフォーム」) に代えることを中国に呼びかけた。さらに、陳水扁総統は投資保障協定® や「三通」(とくに中国との直航)[®]などWTO協定と直接の関係がない事 柄も交渉議題にしようと考えていた。こうすることで、両岸関係を曖昧な「1

変えようとした。

つの中国 | 内部の関係から、国際関係あるいは「特殊な国と国 | の関係に

第2節 中国の反応と陳水扁政権の FTA 外交

1. 両岸 FTA 構想に対する中国の反応

陳水扁政権が中国との関係改善や FTA 構想を提起したことは、確かに 台湾の地位を安定させる狙いがあった。しかし、かつての「台湾独立」派 からこうした提案が出されたことは、本来異例なはずである。

しかし、中国政府は従来の自らの立場を繰り返し、陳水扁政権の中国に対する歩み寄りについて評価することを避けた。まず、陳水扁総統の就任演説における「4つのノーと1つのない」について、中国は、「1つの中国」原則の受諾に条件がつけられており、本当に台湾独立を放棄したのか曖昧であると指摘した。また、陳水扁総統が演説のなかで「台湾は主権独立国家である」と述べたことを非難した。そして、「台湾独立」や「台湾が(すでに)独立国家である」との主張を完全に放棄することを求めたのである。2000年7月に陳博志経済建設委員会主任委員が両岸FTAに言及した際も、同様の反応であった。中国の王暉対外貿易経済協力部台港澳司長(台湾・香港・マカオ局長)は同月13日に、香港やマカオも含めて「WTO協定5条と24条(ママ)(11)に則った地域経済協力」が可能だとしつつも、台湾側が「1つの中国」原則を受け入れることが条件であると述べるにとどまった「ロロールではでは、1つの中国」原則を受け入れることが条件であると述べるにとどまった。1つの1つの中国」原則を受け入れることが条件であると述べるにと

後述するように、陳水扁政権は 2002 年以降、第三国との FTA 締結を重視するようになる。一方、中国は香港との CEPA 交渉の際に「FTA は主権国家間で締結するものである」という WTO 協定にそぐわない解釈をした。中国はこの主張を第三国に対しても行い、台湾と FTA を締結することを牽制した。たとえば、2002 年 6 月に中国の石広生対外経済貿易合作部長が「台湾との FTA は『1 つの中国』原則に反し、政治的問題を引き起こすだろう」と発言した『3。また、とくに日本に対しては、唐家璇外交部長が同年 9 月に川口外務大臣と会見した際に、「(日台 FTA は)経済問題ではなく、政治問題」と述べた『4』。さらに、章啟月外交部報道官も APEC メキシコ会議の開催中である同年 10 月に、「WTO は加盟国に FTA の締結を

許しているのであり、台湾はこの限りでない」と発言した⁽¹⁵⁾。

中国が両岸 FTA に対して具体的な反応を示したのは、中国本土と香港の「経済貿易緊密化取決(Closer Economic Partnership Arrangement: CEPA)」(以下、中港 CEPA)が締結された後である。2003 年 7 月、中国の王在希国務院台湾事務弁公室副主任は台湾に両岸 CEPA を逆提案した⁽¹⁶⁾。安民商務部副部長も同様の提案を繰り返した⁽¹⁷⁾。中国は中港 CEPA についても一国家二制度のもとにおける「FTA に類似した取決」と位置づけ、一般の FTA との区別を強調していた(第 3 章参照)。このため、台湾政府は一国二制度を受け入れられないとの立場から、両岸 CEPA の締結を拒否した。

また、中国はWTOプラットフォームも拒否した。陳水扁総統が提案した「三通」に関する協議について「中国人内部の問題として協議するべきであり、WTO枠組のなかで行う必要はない」と一蹴した。そればかりか、中国はWTO規定で必要とされる協議まで拒絶すると公言した(「中共:兩岸經貿爭議 不必透過WTO談判」『經濟日報』2002年3月28日)。この背景には、中国側にWTOにおける台湾の地位に不満が根強いことがある。たとえば、中国は2002年5月に台湾製鉄鋼5品目を含む48品目へのセーフガードを発動した。セーフガード発動にあたって、発動する国は対象国との協議に応じる義務がある。ところが、台湾については国内事項だと強弁し、台湾のWTO代表部との協議だけでなく、台湾からの送付文書の受取も拒んだ。しかし、台湾側がWTOセーフガード委員会にこの問題を訴えたため、中国は同年12月に台湾WTO代表団との協議に応じざるを得なかった。。

中国が WTO において台湾との接触を拒もうとしたのは、台湾の WTO 代表部(permanent mission)の名称やその職員の官職名が主権国家の外交使節に準じているためである。台湾の WTO 代表部は 2002 年 3 月に設置され、その名称などは同年 4 月に WTO 事務局が発効した各国代表の連絡先一覧に掲載された。中国は 2002 年 7 月に WTO 事務局を通じ、台湾 WTO 代表部に対して名称を香港やマカオと同様に「経済貿易弁公室」(economic and trade office)に変更し、その職員の官職名も公使や参事官、秘書官など主権国家と同じものを用いないよう要求した⁽²⁰⁾。中国は台湾

が WTO 代表部の改名に応じなかったため、2003 年 4 月には WTO 事務局 に対して連絡先一覧において中国が主張する名称を用いるよう圧力をかけた。一方で、台湾もスパチャイ WTO 事務局長に対して、中国の要求に応じないよう働きかけを行った⁽²¹⁾。このため、WTO 事務局はその後 2 年間、連絡先一覧の更新、配布ができなくなった。2005 年 6 月にようやく連絡先一覧の配布を再開したが、台湾の代表部の名称はそのまま記載したものの、正副代表⁽²²⁾を除く職員の官職名を削除してしまった⁽²³⁾。台湾はこれに反発し、WTO 事務局が配布した連絡先一覧に張るための修正シールを作成して配った⁽²⁴⁾。

このように陳水扁政権の「中国優先アプローチ」は、FTAやWTO代表部を通じた対話といった項目を掲げ、台湾と中国が対等であることを担保することにも重点を置いたものであった。これに対して中国側は陳水扁政権が「台湾独立」を棚上げしただけで放棄していないと非難し、陳水扁総統の姿勢に十分な評価を与えなかった。むしろ、WTO代表部の名称や職員の官職名をめぐる問題のように、台湾の地位をめぐる中国と台湾の見解の相違を際立たせる結果となった。こうして、「中国優先アプローチ」は失敗に終わったのである。

ただし、中国側が関係改善の可能性を完全に否定していたわけでもなかった。というのも、陳水扁総統の就任演説へのコメントにおいて中国側は、「台湾独立」を放棄すれば、民進党の党員であっても応対すると明言していたからである。また、2000年9月には錢其琛国務院副総理が「世界に中国はただ1つであり、大陸と台湾は同じく1つの中国に属する」と述べた。同様の発言は、朱鎔基国務院総理(2002年3月の「政府工作報告」)や唐家璇外交部長(同年9月)も行った。こうした発言は「大陸」(中国)と台湾が対等であることを中国側が再確認したものである。しかし、これらは要人の発言にすぎず、WTOやFTAのように国際社会における制度的な裏づけに欠けている点において、陳水扁政権の求める対等とは異なっていた。

2. 第三国との FTA 締結の模索

陳水扁政権は、「中国優先アプローチ」をとっていた間も、中国以外の第三国とのFTAを模索しなかったわけではない。WTO加盟前より、FTA締結を進めるための対応を講じていた。2000年2月に経済部国際貿易局に「自由貿易協定専案小組」が設置され、2001年10月に経済部やその他の関係官庁との会議でアメリカや日本、シンガポール、ニュージーランドなどとのFTA締結を目指す方針が打ち出された。。これは、すでに各国の間でFTAが結ばれており、WTO加盟だけでは不十分であるとの認識が政府にあったためである。また、当時はニュージーランドが台湾に対してFTA交渉をもちかけていた。そのため、台湾側も同国をFTAの優先交渉対象とした。ただし、当時は未だ通商政策の範疇において考慮されていた。官庁も経済部、経済建設委員会、農業委員会、財政部のほか、外交部が議論に加わっていたが、行政院や総統府の関与は目立たなかった。

FTA 政策が高い政治性をもつようになるのは、2002 年以降である。中 国は陳水扁政権からの関係改善の呼びかけに応じなかった。台湾と国交 をもつ国に対する切り崩し工作も継続した。2001年6月にマケドニア. 2002年7月にナウルが中国との外交関係を樹立し、台湾はこれらと断交 せざるをえなかった。とくにナウルとの断交は、陳水扁総統の民進党主席 就任の日程と重なったため. 陳水扁総統はこれを中国側の挑発とみなした。 そして、「中国と台湾はそれぞれ別々(一辺一国)である」と述べ、就任 以来控えてきた「台湾独立」的な言動を躊躇することを止めた。中国側は 「一辺一国」発言を「二国論」を繰り返すものだとして反発した。こうして、 陳水扁政権による「中国優先アプローチ」は名実ともに終止符が打たれた。 「一辺一国」発言の後、同年8月24、25日、陳水扁総統は主要閣僚およ び民進党の政策担当者を集めた「大溪会議」を開催した。ここで両岸統 合構想などの「中国優先アプローチ」から、「第三国優先アプローチ」へ の転換が示された。従来から FTA 締結の優先対象であるアメリカ、日本、 ニュージーランド、シンガポールに加えて、他の ASEAN 諸国もつけ加え られた (28)。游錫堃行政院長は「中華民国」や「台湾」名義での締結を優先

し、相手国に異議があれば他の名義も考慮すると述べた⁽²⁹⁾。

(1) 中南米, ニュージーランド, 日本

しかし、台湾が FTA を締結できたのは、中米のパナマ(2003 年 8 月)、グアテマラ(2005 年 7 月)、ニカラグア(2006 年 6 月)、エルサルバドルおよびホンジュラス(2007 年 5 月)だけであった。これらは、いずれも「中華民国」を承認しており、FTA においても台湾は「中華民国」の名義を用いた。このほか、ドミニカとの FTA 交渉は進展がみられないが、中止されたわけでもない様子である「③」。また、南米のパラグアイとは、2004 年 9 月に FTA に向けた協議を行ったものの、その後は進展がみられていない。これは、同国が南米南部共同市場(メルコスール)の関税同盟に参加しており、他の加盟国との調整が必要であることと、他の加盟国が台湾との外交関係をもっていないためである「③」。一方、コスタリカとは 2002 年 10 月に同国アベル・パチェコ大統領が台湾を訪問した際、陳水扁総統との会談で FTA 交渉の開始に合意していた「⑥」。しかし、同国が 2007 年 6 月に中国と外交関係を樹立し、台湾と断交したため、FTA 交渉も中止された。

ニュージーランドとは、同国から台湾に FTA 交渉の申し入れがあった。しかし、同国は後に中国との FTA を優先し、台湾との FTA 交渉を中止してしまった。日本はニュージーランドや後述するシンガポールと違い、中国との FTA 交渉を控えていなかった。また、2001年の APEC 上海会議の際、平沼経済産業相と林信義経済部長が会談し、FTA 締結の必要性で意見の一致をみた。日本の経済産業省は、台湾の東アジア地域枠組への参加が望ましいとの考えをもっていた(経済産業省 [2003:182])。一方で、外務省は台湾との FTA を必要としない考えを明らかにしていた。その理由として台湾の実効関税率の低さを挙げた。一方で、自由貿易政策をとる香港とは FTA の可能性を排除すべきでないと述べた。これは、台湾に対する方針とは矛盾したものであった。

「330。結局、日台 FTA をめぐる議論は、東亜経済人会議という民間レベルで検討されたが、その後も政府レベルでの政策課題とはならなかった。

(2) 第3次南向政策とシンガポールへの働きかけ

ASEAN 諸国との FTA 締結が重視されたのは、東アジアにおける台湾の 孤立を阻止するためであった。中国は ASEAN との間で FTA の構築に向けたフレームワーク協定を締結し、また ASEAN+3 など東アジア地域主義での主導権を握るものと思われた。そうなった場合、台湾は東アジアの FTA から孤立する恐れが大きい。そこで、ASEAN 諸国を何とか台湾に引きつけようとしたのである。

また、台湾は過去、ASEAN 諸国との関係強化に一定の成功を収めたこともあった。李登輝政権は台湾企業の海外投資が中国に集中することを緩和するため、東南アジア諸国へ投資を誘導する「南向政策」を2度にわたって打ち出し、半官半民の組織を通してASEAN 諸国と投資保護協定や租税協定などを締結した。また、「実務外交」の一環として、李登輝総統など台湾の要人が休暇中に訪問するという「休暇外交」も行われたが、ASEAN 諸国はそのおもな対象の1つであった。陳水扁政権も「中国優先アプローチ」を断念した後、ASEAN 諸国に働きかければ一定の成果が得られると期待して、3度目の「南向政策」を打ち出したのである。

とくにシンガポールは陳水扁政権の南向政策のなかでもとくに重要な位置を占めた。というのも、台湾と同国の間には従来から特別な関係が存在したからである。蒋経国政権の時代から、台湾はシンガポール軍への軍事訓練や演習場の提供を行ってきたほか、両国の首脳の間にも緊密な交流があった。リー・クアンユー首相は頻繁に台湾を訪問し、李登輝総統も1989年にシンガポールを非公式訪問した。また、1993年に中国と台湾が初めて交渉窓口機関トップ同士の会談(第一次奉汪会談)を開催したのも、シンガポールにおいてであった。その後、李登輝総統とリー・クアンユー上級相(1990年に首相を退任)との間には台湾の地位や民主主義の価値をめぐる意見対立が起こり、1994年を最後に首脳の往来は途絶えた。しかし、陳水扁総統はリー・クアンユー上級相との関係修復を図り、リー・クアンユー上級相は2000年9月と2002年9月に再び台湾を訪問した。陳水扁総統は、このときにリー・クアンユー上級相と台湾とシンガポールにおけるFTA締結について話し合ったと述べている⁽³⁰⁾。そして、シンガポー

ルとの FTA が他の ASEAN 諸国との FTA の呼び水になると期待したのである。

しかし、結果的に陳水扁政権はシンガポールが必ず台湾とのFTAを締結すると過剰な期待を寄せたように思われる。陳水扁政権はFTA政策全般においてWTO加盟名義である「台湾、澎湖、金門、馬祖独立関税地域」も容認する方針のはずであったが、シンガポールとのFTA交渉では「台湾」の名義を主張したといわれる「Solation」。これに対して、シンガポールは「1つの中国政策」を維持しており、FTAに政治問題がもち込まれることを望まなかった。一方、中国の石広生対外貿易経済合作部長は2002年6月21日に第三国全般に向けて台湾とのFTA締結に反対すると発言したが、石広生部長は同年9月14日にシンガポールのジョージ・ヨー通商産業相にも個別に台湾とのFTA交渉の中止を求めていた「Solation」。それでも、シンガポールは台湾とのFTA交渉を中断せず、その代わり台湾に対してFTAの政治問題化を回避するよう求めるにとどまった「Solation」。

転機となったのは、2004年7月のリー・シェンロン副首相による台湾 訪問である。リー・シェンロン副首相はリー・クアンユー上級相の子息で. 次期首相に就任予定であった。首相就任前に台湾を訪問することで、中国 の反発を最小限に抑えつつ、台湾との関係を重視していることを示す狙い があったと思われる。訪問の目的には FTA に関する協議も含まれるとみ られた。しかし、中国は同年11月に予定されていたシンガポールと中国 の FTA 交渉の中止を示唆するなど強く反発した。このため、シンガポー ルは中国との関係を優先させ、ついに台湾との FTA 交渉を断念せざるを 得なかった。また、リー・シェンロン首相は就任直後の8月22日に、台 湾の国際的地位をめぐる議論について「台湾では与野党、一般世論、すべ てが現実感覚に欠けている」と台湾への批判を口にした。9月24日には ジョージ・ヨー外相(2004年8月に通商産業相から転任)も国連総会に おいて「台湾独立は地域安全保障を脅かす」と発言した。台湾の陳唐山外 交部長はシンガポール側の方針転換に反発し.「鼻くそのような国が中国 に媚びへつらっている」と揶揄した。その後、台湾とシンガポールの関係 は急速に悪化し、要人の交流が途絶えた他、FTA 交渉も中断された。

とはいえ、シンガポールは、台湾とのFTAに難色を示す中国と、国際的地位向上のためにFTA締結を目指した台湾の陳水扁政権の間で板挟みになりながらも、台湾と中国のいずれも含んだFTAネットワークの構築に取り組んだといえる。台湾とシンガポールのFTA交渉の詳細は不明だが、政治的な問題のほかに、台湾側は繊維産業や石油化学、自動車などの分野での譲許を拒んだようである (SS)。また、2002年頃、他のASEAN諸国では中国の圧力を受けて、台湾の要人の訪問を拒否する動きが頻発した。それでも、シンガポールは台湾と中国の両方に対して要人の訪問を継続した。これらの事柄を考え合わせると、2004年のシンガポール要人による台湾批判を中国向けのパフォーマンスと決めつけるべきではなく、台湾に対して中国の影響力を考慮するよう忠告する側面もあったと考えるべきだろう。しかし、陳水扁政権は中国と妥協しなかっただけでなく、シンガポールとの関係修復も考慮しなかった。

(3) アメリカ:米台 FTA 構想を利用した利益追求

アメリカは台湾が最も重視した FTA 交渉の候補であったが、同時に最も手強い交渉相手でもあった。台湾は WTO 加盟交渉の時と同じく、アメリカが中国の圧力を拒絶し、FTA 交渉にも応じると考えた。そして、アメリカとの FTA を締結できれば、他の国も中国を恐れることなく、台湾との FTA 交渉に応じるだろうと期待した。

ただし、アメリカにとって台湾とのFTA 締結は、さほど魅力的なものでなかった。台湾はWTOに加盟したばかりであるため、アメリカはWTO 規定や台湾による譲許の実施を求める形で、一方的に台湾側の譲歩を迫ることができた。一方、米台 FTA を締結すれば、アメリカ側も何らかの譲許を行う必要が出てくる。アメリカにとって、米台 FTA を締結する積極的な理由はなかったのである。ただし、アメリカは米台 FTA を明確に否定することも避けた。アメリカは、FTA を純粋な通商政策の手段と考え、台湾側にもその姿勢を貫いた。そのため、台湾は経済問題で譲歩すれば、中国の政治的な圧力に関係なく、米台 FTA 締結の道が開けると思ったようである。

アメリカと台湾との間には1994年より貿易投資枠組協定(Trade and Investment Framework Agreement: TIFA) にもとづく対話があった。しかし、 アメリカは台湾における知的財産権の保護が改善されないことに不満をも ち、1998年以降、TIFA 会合を中断した。台湾は2002年に「第三国優先 アプローチ」に転換し、とくにアメリカとの FTA 締結を熱望するように なる。そこで、米台 FTA の交渉の場になり得る TIFA 会合の再開をアメリ カにもちかけ、同年10月に次官級会合が開かれる予定となった。。しかし. アメリカは台湾における知的財産権の保護が不十分であり、農産品、医薬 品などの市場開放も遅れていると不満を表明し、TIFA 会合をキャンセル した⁽⁴⁰⁾。その後、アメリカは 2004 年 11 月に TIFA 会合の再開に応じた⁽⁴¹⁾。 しかし、TIFA 会合の再開後も、アメリカは台湾に対して新たな課題を 示した。2006年には、中国との「三通」が実現していないため、米台FTA を締結してもメリットがないとヤング AIT 台北事務所長が指摘した⁽⁴²⁾。さ らに 2007 年にはヤング在台米国協会台北所長やバティア米通商代表部次 席代表が、アメリカ議会が政府への貿易交渉授権を延長していないため、 FTA 交渉は難しいとの認識を示した。そこで、台湾に対して FTA よりも先 に投資協定や租税協定について TIFA で交渉することを提案した (43)。

このように、アメリカには米台 FTA 交渉を早期に行う意思をもっていなかった。その一方で、FTA 交渉の障害が台湾の経済政策や投資環境にあると指摘し、台湾側に改善を求めた。そして、「アメリカは中国を恐れておらず、アメリカと台湾の経済関係の発展は中国にとっても良いことだ」とバティア米通商代表部(USTR)副代表は述べた⁽⁴⁴⁾。その結果、ASEANなど他の第三国と違い、アメリカは中国の反対を受けても台湾との FTA 交渉に応じると台湾は期待し続けた。しかし、アメリカは通商問題における台湾側の譲歩に対する見返りとして TIFA 会合に応じただけで、FTA については交渉にすら応じなかった。

まとめ

陳水扁政権は台湾がWTOに加盟したことで、FTAを通じた国際空間の拡大を狙っていた。中国に対してはWTOにおいて独立関税領域として臨み、両岸関係を従来の半官半民の交渉組織を通じた関係から、事実上の政府間関係へ移行することを狙った。また、アメリカは台湾がFTA締結を最も期待した相手である。このアメリカも台湾と中国の対話や「三通」の実現を望んでいた。このため、陳水扁政権は当初「中国優先アプローチ」を採用したと思われる。

また、陳水扁政権にとって、当初の「中国優先アプローチ」と後の「第三国優先アプローチ」は、いずれも台湾の国際空間を拡大するという目的に沿ったものであり、必ずしも矛盾するものでなかった。この2つのアプローチはいずれも失敗に終わったが、失敗の要因にも共通する点がある。それは、陳水扁政権が外交成果を焦りすぎ、自らと相手国の思惑のギャップを認識しようとしなかったことである。

中国は陳水扁政権の思惑を図り、両岸 FTA 構想に取り合わず、香港との間に締結した CEPA を台湾に対して逆提案した。また、中国が第三国と台湾との FTA 締結に反対したため、日本やニュージーランド、ASEAN 諸国は台湾との FTA に躊躇した。しかし、陳水扁政権は、中国の影響力が増大していることを軽視したように思われる。

また、シンガポールは最終的に中国の圧力に屈したものの、他の国よりも遅くまで台湾との FTA に取り組もうとした。一方、アメリカは中国の圧力に屈せず、FTA を純粋な経済問題として扱うという姿勢をみせたが、実際は自国の利益追求のため台湾側の期待を利用した。しかし、陳水扁政権は狡猾なアメリカよりも、粘り強い努力をみせたシンガポールを非難するという矛盾した態度をとってしまった。

とはいえ、陳水扁政権の時代、台湾をめぐる国際環境は李登輝時代よりも不利なものとなっていた。東アジア地域枠組は ASEAN+3 を中心に形成されつつある。しかし、ASEAN+3 にはアメリカが含まれず、経済力をつけた中国の影響力が大きい。一方、APEC では東アジア諸国の積極さが低

下し、FTAAP に向けた動きも一部の国が取り組むにとどまり、遅々として進まなかった。仮に陳水扁政権が冷静な状況分析にもとづいて行動したとしても、APEC や WTO 加盟などの李登輝政権に匹敵する成果を出すことは難しかったと思われる。

[注]

- (1) 「陳總統五二○就職演説:有關兩岸關係談話内容」大陸委員会ウェブサイト (http://www.mac.gov.tw/big5/mlpolicy/cb0520.htm, 2009 年 11 月 17 日アクセス)。
- (2) 「新聞幕後/四不一沒有 中國騙美 美騙台灣」『自由時報』2006年2月3日。
- (3) 「陳博志建議:兩岸共建自由貿易區啓合作之鑰」『中國時報』2000年7月9日,「陳博志:培養善意默契 兩岸可漸進推動自由貿易區」『工商時報』2000年7月9日。
- (4) 民進党「民主進步黨中國政策研討會共識」1998年5月13日 (http://web.archive.org/web/20041211150015/www.future-china.org/links/plcy/dpp/dpp19980513. htm)。
- (5) 他の外国人配偶者には就労や相続も認められているため、中国人配偶者からは 差別だとの批判があった。また、配偶者に失業や不幸があった場合、中国人配 偶者や家族が経済的な困窮に陥る危険性もある。このため、馬英九政権はこれ らの制限を 2009 年 7 月に撤廃した。
- (6) 陳水扁「跨世紀的兩岸經貿關係」『廿一世紀的中國研討會論文集』(http://web.archive.org/web/20050226094449/www.future-china.org.tw/csipf/activity/19991106/mt9911_bian.htm) および, 林義雄「民主, 是台, 中共存共榮唯一的道路」『同上 』(http://web.archive.org/web/20050226094449/www.future-china.org.tw/csipf/activity/19991106/mt9911 lin.htm)。
- (7) 張寧「海峽兩岸經貿發展改革開放 30 年的巨大變遷」『中国経貿』 2008 年第 04 期(http://qkzz.net/magazine/1009-9972/2008/04/2499401.htm)。
- (8) 陳水扁「跨世紀中國政策白皮書」(http://forums.chinatimes.com.tw/report/newgov/paper/520-2.htm, 2009年11月27日アクセス)。
- (9) 「海峽兩岸關係紀要 民國九十年十月」行政院大陸委員会ウェブサイト (http://www.mac.gov.tw/ct.asp?xItem=52548&ctNode=5611&mp=1&xq_xCat=2001#004, 2009 年 11 月 27 日アクセス)。
- (10)「中共中央台弁、国務院台弁受権就両岸関係問題発表声明」国務院台湾事務弁公室ウェブサイト (http://www.gwytb.gov.cn/zlzx/zlzx0.asp?zlzx_m_id=602, 2009年11月25日アクセス)。
- (11) 正確には、WTO協定の一部である 1947 年 GATT 第 24 条と GATS 第 5 条がそ

れぞれ、物品およびサービスの貿易における自由貿易協定に触れている。

- (12) 「王暉: 台港澳大陸可仿歐盟 進行區域經貿合作 | 『工商時報』 2007 年 7 月 14 日。
- (13) 「外経貿部部長石広生表示 一些国家與台簽自由貿易協定將有政治麻煩」『人 民日報海外版』2002 年 6 月 22 日。
- (14) 「中国首脳との会談要旨」共同通信 2002 年 9 月 8 日 (http://www.47news.jp/CN/200209/CN2002090801000313.html, 2009 年 12 月 2 日アクセス)。
- (15) 「關於中國所稱我國非主權國家,故不得與 WTO 會員簽署 FTA 乙節我方之說明」 経済部国際貿易局(http://www.doc.trade.gov.tw/BOFT/web/report_detail.jsp?data_ base_id=DB009&category_id=CAT538%20%20%20%20&report_id=12029, 2009 年 12月4日アクセス)。

また、2006年のAPECハノイ会議においても、易小準中国商務部副部長が「FTTAPには主権国家でなければ、署名できない」と台湾の参加を否定する発言をした(「成立 FTAAP 中非印態度保留」『自由時報』2006年11月16日)。

- (16) "Free trade deal proposed between mainland, Taiwan," China Daily, July18,2003 (http://www.chinadaily.com.cn/en/doc/2003-07/18/content_246299.htm, accessed on January 16, 2009) .
- (17) 「北京有意商訂兩岸 CEPA」(香港)『文匯報』2003 年 11 月 12 日 (http://paper. wenweipo.com/2003/11/12/CH0311120002.htm, 2009 年 1 月 16 日アクセス)。
- (18) 「国務院台弁新聞発布会実録 2001-10-31」国務院台湾事務弁公室ウェブサイト (http://www.gwytb.gov.cn/xwfbh/xwfbh0.asp?xwfbh_m_id=8 2009 年 11 月 27 日アクセス)。
- (19) 外交部 [2002] 「我國加入世界貿易組織週年檢討與展望」(http://www.mofa.gov.tw/webapp/ct.asp?xItem=10680&ctNode=1220&mp=1, 2008 年 1 月 31 日アクセス)。
- (20) 葛葆萱外交部亜東太平洋司長副司長の講演記録による(彭明敏他 [2009:102,108])。
- (21) 当時国家安全会議秘書長であった邱義仁行政院副院長は 2008 年 11 月, スパチャイ WTO 事務局長への工作資金を横領した容疑による逮捕された。一方, スパチャイ事務局長は台湾からの金銭の授受を否定している。
- (22) 副代表には公使の官職名が用いられていたが、台湾側も副代表と記載することに同意した(「WTO 通訊録風波 我原僅同意公使改副代表」『自由時報』2005年7月1日)。
- (23) 「WTO 通訊録 擅撤我官銜」『自由時報』 2005 年 6 月 29 日。
- (24) 「我修正 WTO 通訊録 送交會員國 | 『自由時報』 2005 年 7 月 16 日。
- (25) 「全球 FTA 發展趨勢及我國推動洽簽 FTA 策略思考」経済部国際貿易局ウェブサイト (http://ekm92.trade.gov.tw/BOFT/web/report_detail.jsp?data_base_id=DB009&category_id=CAT2411&report_id=57729 2009年12月2日)。

- (26) 「入會後積極推動洽簽 FTA」『中國時報』 2001 年 10 月 1 日。
- (27) 「入會後 我優先與紐西蘭簽署自由貿易協定」『工商時報』2001年11月3日。
- (28) 「治簽自由貿易協定 將與南向政策結合」『自由時報』2002年8月30日,「FTA 與南向政策 月內提規劃」『自由時報』2002年9月4日。
- (29) 「南向, FTA, 外交 同步連動」『自由時報』 2002 年 8 月 31 日。
- (30) 2008年8月に馬英九総統が同国の大統領就任式出席のため、同国に訪問した際、FTA 締結への期待に言及した(「馬總統將籍出訪推動台多自由貿易協定」『馬英九總統出訪巴拉圭及多明尼加紀實』[http://www.president.gov.tw/2_special/2008president/chinese/international news2.html, 2010年8月23日アクセス])。
- (31) 「台灣與巴拉圭自由貿易協定諮商仍續進行」経済部国際貿易局ウェブサイト(http://www.doc.trade.gov.tw/BOFT/web/report_detail.jsp?data_base_id=DB009&category_id=CAT557%20%20%20%20&report_id=71463, 2010 年 8 月 23 日アクセス)。
- (32) 「中華民國總統陳水扁閣下哥斯大黎加共和國總統白契科閣下聯合公報」『總統府公報』 (http://www.president.gov.tw/Default.aspx?tabid=84&lctl=view&itemid=1164&ctid=95&q=,2010年8月23日アクセス)。
- (33) 外務省「5. EPA/FTA の戦略的優先順位(如何なる国と如何なるタイミングで EPA/FTA を結ぶのか)」『日本の FTA 戦略』(http://www.mofa.go.jp/MOFAJ/gaiko/fta/policy.pdf もしくは http://www.mofa.go.jp/MOFAJ/gaiko/fta/senryaku_05.html, 2010 年 2 月 10 日アクセス)。
- (34) 「陳水扁:両度晤李資政 討論台新経貿金融合作」『聯合早報』(シンガポール) 2000年9月28日 (http://www.zaobao.com/special/china/taiwan/pages3/taiwan280900b.html 2010年6月14日アクセス),「呂秀蓮訪陳水扁:92共識是史上最大騙局」NOWnews (http://www.nownews.com/2010/02/07/91-2568125.htm 2010年2月9日アクセス)。
- (35) 台湾とシンガポールの間における FTA 交渉は水面下で行われていたため、交渉の詳細は不明である。しかし、国民党や馬英九政権が陳水扁政権時代の FTA 政策を批判する材料として、この問題を紹介している(「重啓 FTA 談判 星善意回應」『聯合報』 208 年 3 月 30 日)。しかし、陳水扁政権当時にも、同様の内容が報道されたこともある(「政府高層擬以「台灣」 洽簽自由貿易區協定」 『大紀元』 2002 年 2 月 4 日)。(http://www12.epochtimes.com/gb/2/2/4/n168631.htm, 2010 年 2 月 9 日アクセス)。
- (36) 「李光耀明日訪台 傳商簽自由貿協大陸私下警告」『香港商報』2002年9月16日 (http://pdf.sznews.com/big5/content/2002-09/16/content_1332465.htm, 2010年2月9日アクセス)。
- (37) 「新台自貿談判全面停滯」『聯合早報』2003 年 7 月 1 日 (http://www.zaobao.

com/special/china/taiwan/pages5/taiwan010703.html, 2010 年 6 月 14 日アクセス) および,「李資政:台湾須以経済体身份談自貿」『聯合早報』2003 年 10 月 14 日 (http://www.zaobao.com/special/china/taiwan/pages5/taiwan141003.html, 2010 年 6 年 14 日アクセス)。

- (38) 「台灣與新加坡商討貿易結盟」BBC Chinese ウェブサイト (http://news.bbc. co.uk/hi/chinese/news/newsid 1941000/19419422.stm, 2010年2月9日アクセス)。
- (39) 「台美貿投架構協定會議 10月可望召開」『自由時報』2002年9月1日。
- (40) 「美擬取消台美貿易投資架構協定次長會議」『自由時報』2002年10月17日。
- (41) 「台美 TIFA 諮商 29 日重啓」『自由時報』 2004 年 11 月 25 日。
- (42) 「照顧美台關係的花園 美國在台協會處長楊甦棣 美國商會演講詞」2006年11月26日 AIT ウェブサイト (http://www.ait.org.tw/zh/news/officialtext/viewer. aspx?id=2006112102, 2010年2月15日アクセス)。

「柯慶生: 楊甦棣鼓勵兩岸三通正確傳達美立場」『中國評論新聞網』2006 年 11 月 29 日 (http://www.chinareviewnews.com/doc/1002/5/9/0/100259099.html, 2009 年 2 月 9 日 アクセス)。

- (43) 「『條件不成熟』台美談判未簽 FTA」 『聯合晚報』 2007 年 7 月 11 日.
- 「美國在台協會台北辦事處處長楊甦棣 5 月 3 日記者會」(http://www.ait.org.tw/zh/news/officialtext/viewer.aspx?id=2007050302, 2009年1月9日アクセス)。
- (44) "Official touts US-Taiwan trade," Taipei Times, May 24, 2006.

[参考文献]

<日本語文献>

経済産業省 [2003] 『通商白書 2003 年』。

鄒景雯 [2002]『李登輝闘争実録 台湾よ』産経新聞社。

- 竹内孝之 [2006] 「『台湾独立』をめぐるレトリック: 国家統一委員会・国家統一綱領の『終止』と中国国民党の『台湾論述』」『アジ研ワールド・トレンド』 No.130 2006 年 7 月号, 32-38 ページ。
- ----[2010]「台湾の国際参加:国際空間の拡大?」若林正丈編『ポスト民主化期 の台湾政治』アジア経済研究所、301-332ページ。
- 張栄豊 [1992]「台湾から見た海峡両岸経済交流」丸山伸郎編『華南経済圏』アジア 経済研究所、294-332 ページ。

張和洙 [1980] 『分断国の経済交流論』泉文堂。

<中国語文献>

行政院大陸委員会 [1999] 『李總統登輝特殊國與國関係:中華民國政策説明文件』 台北: 行政院大陸委員会。

柳金財 [1998] 『大膽西進? 戒急用忍?:民進黨大陸政策解剖析』台北:時英出版社。 彭明敏他 [2009] 『臺灣加入 WTO 之回顧與展望』台北:台灣國際法學會。

顏萬進 [2003] 『在野時期民進黨大陸政策』台北:新文京開發。

張亜中[1998]『両岸主権論』台北:生智。

---[1999]『德國問題:国際法與憲法的爭議』台北:揚智。